

きょういく



さど

令和4年11月11日
第85号
佐渡市教育委員会
学校教育課

SDG s の意識化を図る

学校教育課長 森 和人

今年5月、佐渡市は国から「SDG s 未来都市」に選定されました。また「佐渡市総合計画」では、各施策とSDG s との関係性を明確にしており、持続可能な地域社会の実現に向けて、施策に取り組んでいるところです。

今年8月、中高生を対象にした「さど脱炭素・未来ワークショップ」が開催されました。現状の課題に対して、2050年まで何も改善を行わなかった場合の佐渡市の姿を予測し、未来を担う若者が現市政に施策を提言する内容でした。SDG s の目標11「住み続けられるまちづくり」を中心に、エネルギー問題や人口減少などの対策について、他校の生徒同士が自分事の問題として話し合いました。



持続可能な地域社会の実現には、未来を担う若者の意識の醸成が不可欠であり、教育が担う役割は重要です。先日、二宮小学校の環境学習の実践が、新潟県環境賞となる素晴らしい報告を受けました。トキを通じた子供たちの素朴な問いから佐渡の里山の環境保護へと考えを深めました。「自分で考え、行動し、未来をつくる」という考えから、危機的な未来を変えるための身近なアクションを整理し、実行に繋げました。このような学びの繰り返し子供たちの環境保護の意識を醸成するものと考えます。

各学校においても、SDG s の17の目標と関連する学習が行われております。まずは、教師が学習内容とSDG s の目標との関係性を意識してほしいと思います。そして、児童・生徒自身が学びとSDG s の関係性に気づき、個々の意識の醸成に結び付けることで、SDG s が目指す持続可能な地域社会の実現に向けた実践が繰り返されることを願います。

学校管理訪問を終えて

管理主事 福井 晴人

本年度19校において学校管理訪問を実施することができました。ありがとうございました。

その際、文書管理、施設・設備等に関連し指導のあった内容について、これは学校に知っておいていただきたい、という事項のうち主なものについてお伝えします。

- ① 非違行為研修綴には、先生方のワークシートのコピーでもよいので、研修の実際がわかる資料も一緒に綴じておく。校長指導の内容を記載したものを添付し、最後に校長が全部を確認し、印を押しておく。
- ② 教材の必要性をよく精査すること。精査の時の記録や評価の内容を残しておく、次年度以降の精査に無駄がなくなる。
- ③ 修学旅行などの選定では、選定の経緯を記録に残し、最後に校長の決裁が明確にわかるよう、書面に校長印を押しておく。
- ④ 学校日誌の「服務・勤務」については赤字が原則だが、印刷して貼り付けるときは、赤のアンダーラインで代用可。
- ⑤ 学校で預かる現金は、できるだけ長い時間学校におかないようにする。管理職は常に、現金の出入庫について把握、確認しておく。
- ⑥ 「ピーラーも刃物」というが、それはどこかで事故が起こっているからというのである。同様に点検箇所では、そこで事故が起きているから点検しているのだと認識してほしい。

皆さんの学校ではどうでしょうか。上記以外にも、これを参考に考えてみてください。公正で、安心安全な学校づくりに向けて、皆で取り組みましょう。

人権三法から学ぶ

教育指導主事 庄山佳代子

学校では、人権教育、同和教育にかかわる内容について道徳科の授業で扱うことが多いです。教師として人権教育、同和教育について教えるためには、法律を知ることでも大事です。

人権教育、同和教育にかかわる法律は3つあります。「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の三法で、いずれも2016年に制定されました。

中でも「部落差別解消推進法」は皆さんに知っていただきたい法律です。第1条には次の内容が含まれています。

- ① 現在もなお部落差別が存在すること
- ② 情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していること
- ③ 部落差別は許されないものであること
- ④ 国及び地方公共団体の責務があること
- ⑤ 相談体制を充実すること
- ⑥ 部落差別のない社会を実現することを目的とすること

「今でも部落差別はあるのですか。」「現在は部落差別はもうないのではないですか。差別があったという話を聞きません。」という方もおられるようです。結婚差別、就職差別、インターネットを介しての差別など形を変えて部落差別は存在しています。

ぜひ、資料集「生きる」の同和教育に関する資料を使って、同和教育に関する授業を行って差別を許さない心を育ててください。

デジタル社会での学校の役割

指導主事 小田 俊裕

学校に一人一台タブレット端末が整備され、二年目となりました。子どもたちもタブレット端末の使用に慣れ、学校や家庭における使用頻度が上がり使用時間も長くなってきました。と同時に、「子どもたちがタブレット端末を使用することで、視力などの健康面に問題が生じるのではないか」とか「インターネットやSNSを利用することで危険な目にあったり、トラブルに巻き込まれたりするのではないか」のような端末を使用することによる負の影響について心配する声も上がっています。

社会のデジタル化が進むにつれ、子どもたちが情報端末を使用する機会は多くなり、上記のような心配は増えていくことでしょう。しかしながら、これからの社会でPCやスマホを使わなくなるということは想像できません。今後は子どもも大人も情報端末を使用する機会が増えていくことでしょう。

では、そんな社会を生きる子どもたちのために学校がすべきことはなんでしょう。それは端末の活用は負の影響があるからと言って使用頻度を減らしたり、機能や使用の制限をしたりすることではありません。一人一台端末を中心としたICT環境の日常的な活用をとおして、子どもたちに情報端末の効果的かつ安全な使用法を教えること、さらには健康に気を付けながら情報端末を利用する術を身に付けさせることが学校の役割なのではないでしょうか。

ICT機器の日常活用へ

令和4年度に入り、各校の校内研修においてタブレット端末を使用する様子が多くみられるようになりました。授業における児童生徒の使用はもちろんですが、参観している先生が記録写真を撮影したり、動画を撮影したりするために使っている姿も見られました。また、協議会においてはホワイトボード機能を活用したグループ協議や、大型モニターを活用した情報共有をしている様子も見られました。授業だけでなく、様々な場面で端末を使用することで日常的な使用につなげていきましょう。

